

**(環境省暫定仮訳 スイス法案)**  
**「自然および景観の保護に関する連邦法 (NCHA)」**

**第 3c 章 遺伝資源 (新規)**

**第 23n 条 相当な注意 (due diligence) 義務 (requirement)**

1. 名古屋議定書<sup>1</sup>に則り、遺伝資源を利用する者、又は、遺伝資源の利用から利益を直接得る者 (利用者) はすべて、以下の保証をするために、状況により要求される相当な注意を適用しなければならない。
  - a. 遺伝資源が合法的にアクセス (access) されたこと。
  - b. 利益が公正かつ衡平に配分されること
2. 第 1 項の遺伝資源の利用とは、遺伝資源の遺伝的又は生化学な構成に関する研究開発活動で、バイオテクノロジーを用いて行うものを含む。
3. 第 1 項 a のアクセス (access) は、名古屋議定書に基づき、資源を提供した名古屋議定書締約国のアクセスと利益配分に関する国内法令又は規則 (ABS regulatory requirements) に従っている場合は、合法的である。
4. 連邦参事会 (Federal Council) は、利用される遺伝資源について記録される必要があり、後続利用者に伝達される情報を規定する。

**第 23o 条 届出義務 (requirement)**

1. 利用された遺伝資源に基づいて開発した製品の販売承認時、又は販売承認を要さない場合は商業化時の前に、相当な注意義務の遵守は連邦環境局 (FOEN) に届け出なければならない。
2. 相当な注意義務の遵守に関連した情報は、名古屋議定書第 14 条に規定されるアクセスと利益の配分に関する情報交換センターおよび名古屋議定書締約国の国内の権限のある当局に伝達するものとする。利用された遺伝資源、その出所及び届出に含まれる秘密でない情報は、公表されるものとする。
3. 連邦参事会は届出義務の遵守を確認する (verifying) 責任を有する権限ある部局を指定しなければならない。相当な注意義務の確認が他の方法で保証されている場合、同義務は届出義務の適用から除外することができる。

### 第 23p 条 伝統的知識

第 23n 条及び第 23o 条は、原住民の社会や地域社会が有する遺伝資源に関連する伝統的知識に対しても適用される。

### 第 23q 条 スイスにおける遺伝資源

1. 連邦参事会は、スイスにおける遺伝資源へのアクセスを許可し、遺伝資源の利用及び利用から生じた利益の配分を規定する契約を締結することができる。
2. 連邦は、遺伝資源の保全と持続可能な利用を支援することができる。

### 第 24a 条

1. 第 23o 条に規定する情報の届出を意図的に怠った者または誤った情報を届け出た者には、最高 100,000 フランの罰金が課されるものとする。違反行為が不注意によってなされたものである場合には、最高 40,000 フランの罰金が課されるものとする。
- 2 ... (現在まで有効であった第 24a 条の単一項目は、第 24a 条第 2 項となる)

### 第 24h 条 連邦の執行権限 (新規)

1. ...
2. ...
3. 連邦は、遺伝資源に関する規則 (第 23n 条から第 23q 条) を執行する。また、一部の作業の実施に各州の協力を要請することができる。
4. ...

### 第 25d 条 . . . の修正に関する暫定措置 (新規)

第 23n 条から第 23p 条は、これらの条項の施行後に実施された遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスに関連する行為に適用する。